

# 重要事項説明書

ケアハウス サンピア

社会福祉法人サンピア

## 1. 事業者概要

法人名	社会福祉法人 サンピア
法人所在地	茨城県常陸太田市箕町911番地の1
代表者氏名	谷津 幸雄
電話番号	(電話) 0294-76-3011 (FAX) 0294-76-3014
設立年月日	昭和54年9月20日

## 2. 事業所の概要

施設の名称	ケアハウス サンピア
施設の所在地	茨城県水戸市内原町122-3
電話番号	(電話) 029-259-5656 (FAX) 029-259-7227
施設長名	大圖 幸恵
開設年月日	平成8年5月8日
利用定員	40名
居室	全室個室 (単身用面積 24.2 m <sup>2</sup> 、(二人部屋面積 43.7 m <sup>2</sup> ) ) ミニキッチン・洗面台・トイレ・収納庫・下駄箱・緊急呼び出しシステム (ナースコール)・スプリンクラー

## 3. 職員の体制 (2025年4月1日 現在)

施設長	1名	常勤
事務員	1名	常勤
生活相談員	1名	常勤
介護職員	2名	常勤
宿直者	3名	非常勤
栄養士	0名	本部管理栄養士協力
調理員	6名	常勤2名 非常勤4名

## 4. 施設サービスの概要

### (1) 食事

- ・栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況、及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。

#### 【食事提供時間】(自由方式)

朝食 7:30～8:30

昼食 11:45～13:30

夕食 17:30～18:30

※この時間内にお願いいたします。

全員同時に開始する方式ではございません。

## (2) 入浴

- ・原則として週4回（日、月、水、金）とし、夏場（7月～9月）は毎日シャワー浴の準備を行います。

### 【入浴時間】

- 男性 16:00～19:00  
女性 14:30～17:30

## (3) 健康管理

- ・利用者の生命、身体の安全確保に努めます。
- ・利用者の健康を確保するため、少なくとも年1回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど必要な援助を行います。
- ・利用者からの要望を考慮の上、野外活動、季節行事の年間イベント、地域交流、買い物、レクリエーション活動を実施し、教養娯楽、生きがい活動を支援することにより健康の保持や疾病の予防に配慮していきます。

## (4) 相談及び援助

- ・当事業所は、利用者及びそのご家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

## (5) 緊急時の対応

- ・利用者に怪我、病状等の急変が生じた場合、速やかに医療機関へ連絡を行う等の必要な処置を行います。
- ・緊急時や病状変化が生じた場合、緊急連絡先へ速やかに連絡いたします。

## 5. 敷金

入居時に300,000円をお預けいただきます。

\*ご夫婦の場合は、500,000円をお預けいただきます。

(退居時に居室の原状回復のための費用に充当させていただきます)

\*利用者は本契約を終了する場合において、その居室の状況に応じ入居時の室内に戻すための費用（居室クリーニング代、壁面クロス張替、ふすま張替、畳替え等）を負担するものとします。

## 6. 利用料

利用料は生活費、管理費、事務費の合計額で、国及び県の改正に伴い変更いたします。

### (1) 生活費 48,767円

\*但し、冬期（11月～3月）は月額2,168円の暖房費が加算されます。

\*食費は生活費に含まれております。

(朝食250円・昼食400円・夕食350円)

### (2) 管理費 24,000円

(3) 事務費 10,000円～82,000円

\*事務費はご本人の前年収入額により異なります。（別紙参照）

\*夫婦の場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とさせていただきます。

(4) 入居又は退居に伴う1ヶ月未満のご使用の場合は、生活費と管理費は日割り計算となります。

7. 使用料（水道光熱費）

電気代（変動制）、水道代（1m<sup>2</sup>あたり330円）は使用量によりご負担いただきます。

8. 利用料、使用料の請求及び支払い

利用料、使用料は1ヶ月ごとに計算し、毎月指定口座より引き落としいたします。  
(銀行口座は15日、ゆうちょ銀行は20日)

9. 利用料以外の負担金

- ・趣味娯楽活動、特別なサービスに要する費用。（有料レクリエーション、外食会・ドライブ等）
- ・各階にある共有洗濯機及び乾燥機。  
\*その都度お支払いただきます。
- ・個別に契約する電話、インターネット等の通信費及び工事費。

10. 利用要件

(1) 年齢が60歳以上であること。ただし入居者の配偶者、三親等内の親族と共に入居する場合はいずれか一方が60歳以上であれば入居できます。

(2) 伝染症疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。

(3) 生活費に充てることができる所得等があり、利用料を継続的に支払うことが可能であること。

(4) 保証人が1名以上得られること。

\*保証人の住所や連絡先の変更、若しくは保証人の変更があった場合は速やかに報告してください。

## 11. 当事業所ご利用にあたって留意いただく事項

### (1) 外出、外泊について

- ・外出、外泊するときは、その都度、外出・外泊先、連絡先、用件、帰宅予定時間を事務所に届け出してください。（近隣への散歩は除く）
- ・原則19時までを帰宅時間とし、やむをえず帰宅が遅れる時は早めに事務所までご連絡ください。
- ・1か月を超える外泊については、居室の管理方法等、別途協議いたします。

### (2) 面会について

- ・面会時間は原則、10：00～16：00といたします。
- ・利用者以外の方が宿泊する場合は、事前に届け出してください。（利用者が在室中である場合に限ります）

### (3) 居室について

- ・居室に持ち込む家具、備品等は衛生、安全確保のため日常生活に必要な最小限度の物にしてください。
- ・居室内において、タバコの喫煙、石油ストーブ、ろうそく、線香等の火気類の使用を禁止いたします。＊喫煙は喫煙所を利用ください。
- ・居室の清掃、維持管理は使用者が行います。
- ・居室の造作、模様替え等は原則できません。
- ・居室内の設備、備品が故障したときは、速やかに届け出してください。
- ・居室の変更は原則行いませんが、必要によりやむを得ず変更していただく場合もあります。ご協力をお願いいたします。
- ・ベランダは災害・非常時の避難経路となります。避難に支障が出ないように充分注意してください。
- ・緊急時、管理運営上必要があるときは、職員が居室に立ち入ることがあります。

### (4) 施設内禁止事項

- ・けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかける行為。
- ・宗教活動、政治活動、営業活動、習慣等により、他人の自由を侵害したり、他人を誹謗中傷したりなど迷惑を及ぼすような行為。
- ・施設内で動物を飼育すること。

### (5) その他

- ・職員が得た利用者の個人情報については、原則として施設の介護サービス提供以外の目的で使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとします。
- ・天災やその他の不可抗力及び火災、盗難等の賠償責任は負いかねます。
- ・通院時の病院までの移動、付き添いは家族または移送サービス等での対応となります。

## 12. 契約の解除・終了

(1) 以下に該当したとき、契約を解除させていただく場合があります。

- ・入居の条件に関して虚偽の届け出を行って入居したとき。
- ・正当な理由なくして利用料その他の支払いを3ヶ月以上延滞したとき。
- ・施設長の承諾を得ないで、施設の建物、設備等の造作、模様替えを行い、かつ、原状回復しないとき。
- ・日常生活が自力で行えず、ホームヘルプサービス等の福祉サービス等の利用によっても、日常生活の維持が困難になったとき。
- ・共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑をかけるとき。
- ・無断外泊が30日を超えたとき。
- ・入院期間が3ヶ月を超えたとき。

(2) 以下に該当したとき、契約は終了いたします。

- ・利用者が死亡したとき。
- ・やむを得ず、当施設を閉鎖するとき。

(3) 解除通知と届け出

- ・利用者から契約解除する場合は、少なくとも30日前に解約の届け出をしてください。

## 13. 苦情相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- ・苦情解決責任者 大圖 幸恵（施設長）
- ・苦情受付担当者 伊東 まゆみ（生活相談員）
- ・苦情第三者委員 1) 飯村 清司 住所 福島県東白川群矢祭町東館桃木町37-2  
2) 上野 義幸 住所 茨城東茨城郡茨城町南島田201-1

(2) 苦情解決の方法

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| ・苦情の受付        | 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が受付いたします。   |
| ・苦情受付の報告・確認   | 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告いたします。   |
| ・苦情解決のための話し合い | 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。 |

(3) その他の苦情相談窓口

- ・水戸市役所 高齢福祉課 住所 茨城県水戸市中央1丁目4番1号  
電話 029-232-9174  
FAX 029-232-9112

令和        年        月        日

ケアハウス サンピアのご利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【説明者】

ケアハウス サンピア  
住 所 茨城県水戸市内原町122-3  
電 話 029-259-5656  
FAX 029-259-7227

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し同意いたしました。

【ご利用者】

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

【保証人】

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞